内

閣

は、

独立

行

政法:

人住宅金融支援機構法

뭉

独立 行政法人住宅金融支援機構法施行令及び福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

及び 第六号 並びに福 島 復興再 生特 別 措置: 法 (平成二十 四年法律第二十五号) 第三十三条の 規定に 基づき、

(平成十七年法律第八十二号)

第十三条第一

項 第 一

号、

第五

号

の政令を制定する。

独 <u>T</u> 行 政 法 人 住 宅 金 融支援機 構 法 施 行 令 . (7) 部 改 正

第 条 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人住 宅 金 融 支 援 機 構 法 施 行 令 平 成 + 九 年 政 令第三十号) の <u>ー</u> 部 を次  $\mathcal{O}$ よう É 改 正 する。

第 五. 条第 項 中 「及び 第六号 か ら第九号まで」 を削 り、 土地 又は借 地 権 0 取 得」 を 「次に 掲げ る行為

」に改め、同項に次の各号を加える。

住 宅 0) 建 設 に 付 随 す る土 地 文は 借 地 権  $\mathcal{O}$ 取 得

住宅  $\mathcal{O}$ 購 入に 付随 する土 地 若し Š は 借 地 権  $\mathcal{O}$ 取 得 又 人は当該 住 宅 この改良

第 五 条 第二 項 第 号 中 堆たい 積  $\pm$ 砂 を 堆 積 土 砂 に 改 め、 同 項 第二号中 「又は」 を 「若しくは」 に改

め、 取 得 の 下 に 「又は当該 災 害復 興 建 築物  $\mathcal{O}$ 改 良」 を加える。

第五条に次の二項を加える。

3 法第十三条第 項第六号の政令で定める行為は、 次に掲げる行為とする。

災害予防代替建築物の 建設に付随する土地又は借地 権 の取 得

災害予防代替建築物  $\mathcal{O}$ 購 入に付随する土地若しくは借地 権  $\mathcal{O}$ 取得又は当該災害予防代替建築物の改

良

三 災害予防移 転 建築物  $\mathcal{O}$ 移転 に付随する土地 又は借 地 権  $\mathcal{O}$ 取 得

4 法第十三 一条第 項第七 号から 第九号までの 政 令で定め る行為は、 土地 又は借 地権の取得とする。

(福島復興再生特別措置法施行令の一部改正)

第二条 福島 復興 再生 一特別措置法施行令 (平成二十四年政令第百十五号) の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中 「又は」を 「若しくは」に改め、 「取得」 の下に「又は当該原子力災害代替建築物 0

改良」を加える。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

宅の改良に必要な資金の貸付けに係る貸付債権を追加する等の必要があるからである。 独立行政法人住宅金融支援機構が行う譲受けの対象となる貸付債権として、 住宅の購入に付随する当該住